DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

（第二號樣式）

里親登錄簿

（其の一）

家庭調査票

☆相談所 | 経由児童所

昭和　年　月　日調査

調査者　印

| | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

年　月　日

「備考」
1、※印欄は都道府縣において記入すること。
2、☆印欄は兒童相談所長が記入すること。

☆關係取扱者

※決定事項

兒童名氏	委託時日	委託費	教育期間

性別	才　ケ月

※爾後經過適要

見意の長所談相童兒

年　月　日　印

知事の認定

年　月　日

性別	才　ケ月

印

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

家庭の状況

住居	敷地	坪。一戸建か長屋か	地域社会的状況		
	建物	坪。二階建か			
	自家	借家か			
	室數	間借か 疊數			
衛生的環境	通風	採光			
	上水	下水			
	乾	濕			
社會的用	近隣の評判	出入する人の傾向			
家庭の内圍氣	家庭ふんいき	學校その他及び離の狀況			

家計及資産			
昨一ヶ年間の收入支出	收入	圓	
	支出	圓	
資產	坪數	時價	
田	坪	圓	
畑			
山林	坪	圓	
宅地	坪	圓	
家屋	坪	圓	
その他動產		圓	

委託費

養育期間

☆兒童相談所長の意見

年 月 日 ㊞

※知事の認定

年 月 日 ㊞

※決定事項

兒童氏名	委託日時	委託費	教育期間
當才 ケ月			
性別			
當才 ケ月			
性別			

☆期

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

登錄番號
※

結核に關する事項

| 診査者 | 診査的事項 | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

里親登録簿（様式）

委託児童調査表

里親に委託する児童の状況を調査して鑑別その他の資料を完備する。

児童について

身体發達の狀況	精神發達の狀況	遺傳歴	身	的學醫
			身長 体重 胸圍 ツベルクリン B.C.G接種	

生年月日

寫眞貼布欄

事項	心理學		
	知能	性格	職業の
氏名	C.A. M.A. I.Q.		
兒童との間柄			
兒童の間柄			

其の二）

年 月 日調査

印

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

（第三號樣式）

里親登錄簿

（其の二）

委託兒童調査表

| 兒童 | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

※	年 月 日	経過後	事項	期間	養育費	記事
		財				

※印は都道府縣が記入すること

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

委員費	兒童相談所長の意見	※決定事項					※	年月日
		里親氏名	住所	委託日時	委託費	養育期間	爾後経過	
	年 月 日 印							

注意及び遵守すべき事項

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

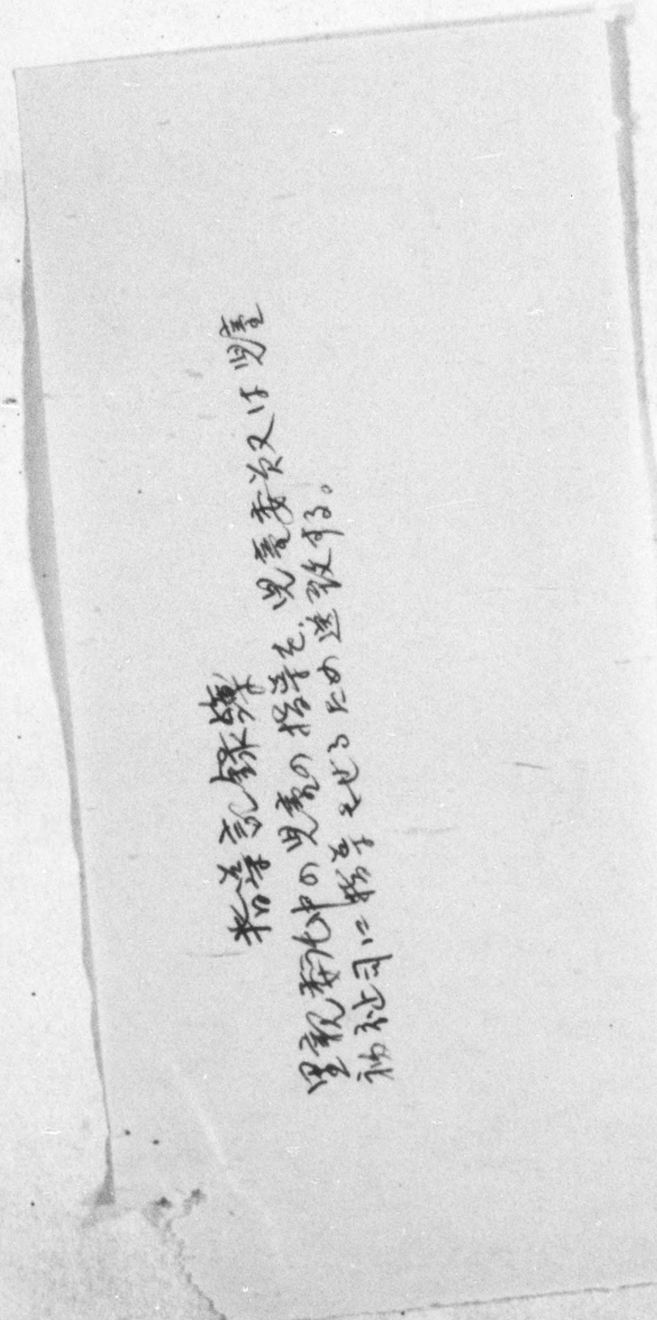

指導記錄簿

里親の指導にあたる者の氏名	印

（本表は児童の健康、性行、修學、家庭狀況、指導事項をできるだけ具体的且つ詳細に記載し病氣、住所、移轉、死亡等は朱書すること）

（ふりがな）委託兒童氏名		委託兒童の前住所	
		前保護者氏名	
生年月日	昭和　年　月　日	委託年月日	昭和　年　月　日
里親氏名		里親の住所	

調査氏名	養育狀況	指導事項（末尾捺印のこと）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

調査氏名	養育状況	指導事項（末尾綴込のこと）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

Structural Chart of the Ibaraki Central Child Welfare Center

As of Jan. 1, 1950

Chief, Kimimichi Yamamoto
Prefectural Clerk, 2nd class.

1. General Superintendence of the Centre Affairs .
2. Supervision of the Centre Staff and of the temporary protection centre for the child.
3. Discrimination of children.

General Affairs Service:

Name	Duty in charge
Chief: Minoru Otsu Pref'l clerk, 3rd class.	1. Surpervision of general affairs of the service. 2. General affairs business and budget and account management. 3. Handling of business articles and keeping thereof. 4. Repair and maintenance including fire control.
Yoshio Shimojo Part-time official ranking with pref'l 3rd class clerk.	1. Affairs concerning documents. 2. Affairs concerning liaison with and business affairs of the temporary protection centre for children. 3. Other general business affairs.
Akino Omori (pref'l assistant clerk)	1. Affairs concerning the pay and allowances. 2. Copying of documents. 3. Other assistance for general business affairs.
Hikaru Sakaide (Jimuho) assistant clerk	1. Computation of travelling expenses. 2. Copying of documents. 3. Other assistance for general business affairs.
Makio Aida (Yomushu) odd job servant	1. Cleaning and arrangement of the office. 2. Other odd jobs.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

Consultation Service :

Chief: Michio Aoyagi Pref'l clerk, 2nd class.	1. Supervision of the service business affairs. 2. Discrimination of children consulted. 3. Planning of the enterprises.
Masahiro Murata Pref'l clerk, 2nd class.	1. Affairs concerning child welfare consultation and discrimination. 2. Affairs concerning census and researches. 3. Affairs concerning child culture.
Joichi Isaka Pref'l clerk, 3rd class.	1. Affairs concerning child welfare consultation and discrimination. 2. Affairs concerning mental examination. 3. Affairs concerning Record making of the measure conference.
Midori Omori Pref'l clerk, 3rd class.	1. Preliminary discrimination of child. 2. Mental test. 3. Reporting of the work results. 4. Handling of books concerning cases and others.
Ken Shirahata Pref'l technical engineer, 2nd class.	1. Affairs concerning child welfare consultation and discrimination. 2. Psychiatrical test. 3. Health consultation and physical examination. 4. Discrimination of physically handicapped children.
Fukujiro Miyata (Ranking with pref'l 2nd class clerk)	1. Consultation and discrimination of children. 2. Mental test. 3. Matters concerning foster parents and children put out to nurse. 4. Matters concerning the Research circle.
Riki Sonobe (pref'l technical sub-engineer "Gite")	1. Assistance of medical affairs. 2. Acceptance of application for consultation and discrimination of children.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

IBARAKI PREFECTURAL
CENTRAL CHILD WELFARE CENTER

Jan. 31, 1950

SUBJECT: Task and duties to be attended by each staff member of Ibaraki central child welfare center.

TO : Chief of Public Welfare Sect.,
Kanto Covil Affairs Region.

Chief of the Ibaraki child welfare center:

Kimimichi Yamamoto, secretary of 2nd grade.

1. Affairs in relation to the planning of works and administration of the center.

1. Superintendence of documents and books of the center.

2. Administration of conferences.

3. Administration of research meeting.

4. Planning of works by the center.

2. Superintencence of staff members and temporary protection houses.

3. To attend for consultation and judgement on children.

4. To receive visitors. (officials in charge of child welfare, child committee members, officials of child welfare facilities, police-officers, school teachers and other visitors.)

5. Others.

1. Inspection and guidance to child welfare facilities.

2. Attendance to conferences.

3. Liaison affairs with other offices concerned.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(1) General affairs section of the center.

▲Chief: Minoru Otsu, secretary of 3rd grades.

1. Administration of general affairs of the center.

2. Purchase of goods and office articles and its custody.

1. Purchase and contody.

2. Adjustment books on articles, tools and others.

3. Inspection of articles.

3. Affairs in relation to accounting, budget and account settlement.

1. Compilation of report on budget and settlement of account.

2. Affairs in relation to payment.

3. Book-keeping.

4. Inspection of books relative to general affairs concerned.

1. Books in relation to accounting.

2. Books in relation to general affairs concerned.

5. Supervising of books of the temporary child protection home and other similar facilities.

6. On making report concerning general affairs concerned.

7. Repairing affairs and other.

▲Official in charge of general affairs.

Yoshio Shimojo, part-time-official of 3rd grade.

1. Affairs in relation to document.

1. Acceptance of document and its settlement.

2. Forwarding of document.

3. Adjustment of books relative to document.

4. Custody of documents not belonged to other section.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

2. Liaison affairs with child protection home.

3. Disposal and custody of goods.

1. LARA relief articles.

2. Goods donated by women's association and other.

4. Adjustment of books relative to personnel affairs.

5. Affairs relative to conferences.

6. Others in relation to general affairs,

▲Official in charge of general affairs.

Akino Omori, employee.

1. Salary calculation.

2. Over-work allowance calculation.

3. Affairs relative to cooperative association of personnel.

4. Adjustment of books in relation to night watch.

5. Forwarding of documents.

6. Acceptance of visitors. — Receptionist

▲Official in charge of general affairs.

~~Fukujiro Miyata, part-time official of 8nd grade.~~
Hikaru Sakaide, employee

1. Calculation of traveling expenses .

2. Adjustment of roll-book of the center. -w

3. Adjustment of books in relation to goods and articles.

4. Acceptance of visitors.

5. Forwarding of documents.

6. Custody and adjustment of official gazettes.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

▲ Official in charge of general affairs.

Makio Aida, employee.

1. Cleaning around the office.

2. Other miscellaneous works.

(11) Consultation section of the center.

▲ Chief: Michio Aoyagi, secretary of 2nd grade.

1. Affairs relative to administration of the section.

2. Planning of the work.

3. Consultation and judgement on child to be attended.

1. Chief of the office in the district of Hitachi City, Taga, Kuji and Naka-gun.

2. Assistant chief of the office in the district of Mito city, Higashi-Ibaraki, Nishi-Ibaraki, Kashima, Namegata and Makabe-gun.

4. Matters to be handled in behalf of chief of the center when he is absent.

5. Participation to research meeting.

6. Supervising the affairs in relation to child Protection home and other similar facilities.

7. Spot examination on condition of foster parent and foster-child.

8. Inspection of child welfare facilities.

▲ Official in charge of affairs relative to consultation.

Masahiro Murata, secretary of 2nd grade.

1. Attend with child consultation.

1. Chief of the protection homes of Mito city, Higashi-Ibaraki, Nishi-Ibaraki, Kashima, Namegata and Makabe.

2. Assistant chief of the home of Hitachi City, Naka, Kuji and Taga.

2. Supervising of temporary protection home.

3. To participate to conferences.

4. Foster-parent examination.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

5. Various statistical investigation.

1. Statistical investigation on the result of general works to be attended.

2. Specific statistical investigation.

9 — 3. Investigation on childrens social life.

6. Participation to research meeting.

7. Inspection of various child welfare facilities.

8. On cultural facilities of children.

1. Research of group work specially on recreation.

2. Marragement of children's club.

▲Staff of the consultation section:

Shoichi Isaka, secretary of 3rd grade.

1. Consultation and judgement of children.

1. Chief of the protection home of Tsuchiura City, Niihari, Inashiki, and Tsukuba-gun.

2. Assistant chief of the home of Yuki, Sashima and Kitasoma-gun.

3. Mental examination.

2. Affairs in relation to foster-parent and foster-child.

3. Participation to conferences.

4. Participation to research meeting.

9 — 5. Entry and retirement order to be attended.

6. Investigation on condition of child welfare facilities.

7. Inspection of child welfare facilities.

▲Staff of consultation section.

Midori Omori, secretary of 3rd grade.

1. Affairs relative to child examination.

2. Mental examination.

3. Compilation of various statistics.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

4. Adjustment of books.

5. Guidance to child welfare committee members.

6. Participation to various conferences on child welfare affairs.

7. Participation to research meeting.

8. Inspection of child welfare facilities.

▲ Staff of consultation section.

Kane Shirahata, Technician of 2nd grade.

1. Children's mental examination.

2. Children's health examination.

3. Affairs in connection with children's health.

4. Consultation to be attended for bodily handicapped children.

5. Health and sanitaryguidance to be given to protection home.

6. Participation to various conferences.

7. Participation to research meeting.

8. Inspection of child welfare facilities.

▲ Staff member of the consultation section.

1. Fukujiro Miyata, part-time official of 2nd grade.

1. Judgement and consultation to be made to children.

1. Chief of the home at Yuki, Sashima and Kitasoma-gun.

2. Assistant chief of the home at Tsuchiura City, Niihari, Inashiki and Tsukuba-gun.

3. Mental examination.

4. Adaptability examination.

2. Affairs in relation to foster-parent and foster-child.

1. Investigation of family condition of foster-parent.

9. — 2. Participation of child welfare council.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

3. Preparation of card for child.

4. Guidance to be given to foster-parent and foster-child.

3. Participation to various conferences.

4. Chairman of research meeting.

▲Staff member of the consultation section.

~~Tsutomu~~ Riki Sonobe, employee.

1. Judgement and consultation to be made to children.

2. Bodily examination of child.

3. Assistant to medical affairs.

4. Liaison affairs relative to health and sanitation.

5. Participationtto various conferences.

6. Participation of research meeting.

KN:TK

Kimimichi Yamamoto

KIMIMICHI YAMAMOTO
Chief of Central
Child Welfare Center,
Ibaraki Prefecture.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 773 013

I.L.O. NO. 2,366

IBARAKI PREFECTURAL CENTRAL CHILD WELFARE CENTER

SUBJECT: List of budget for 1949 (as of Jan. 1, 1950)

TO : Miss. Kent, Public Welfare Section, Kanto Civil Affairs Region.

Item of expence	Amount of original budget	Amount of additional budget.	Total	Specifications	Remarks (Amount of budget required)
2 Prefectural office exp.	823,930	-	823,930		823,930 Unit: Yen
(1) Personnel exp.	823,930	-	823,930		823,930
1 Personnel's salaries.	535,920	-	535,920		535,920
(2) Salaries for public officials.	390,000	-	390,000	Three clerks (¥ 59,800 per person a year), One technician ¥ 129,480 a year)	390,000
(3) Salaries.	145,920	-	145,920	One part-time official (¥ 53,400 a year), one servant (¥ 29,460 a year) and two nurses (¥ 33,600 per capita a year).	145,920
2 Allowances.	201,050	-	201,050		201,050
(5) Allowances for personnel.	201,050	-	201,050	Area allowance (¥ 61,400) Dependent allow.(¥ 78,000) Overtime allowance (¥ 61,650)	201,050

3. Travelling exp.	66,960		-	66,960		66,960
(4) Travelling exp.	66,960		-	66,960	2nd-class clerks (¥ 25,920) 2rd-class clerks(¥ 21,600) Nurses (¥ 7,200), technicians (¥ 8,640) and part-time officials (¥ 3,600)	66,960
4. Exp. on needs.	20,000		-	20,000		20,000
(11) Wear and tear exp.	10,000		-	10,000	Stationary exp. (¥ 3,000) and wear and tear exp. (¥ 7,000)	10,000
(14) Printing and book-making exp.	5,000		-	5,000		5,000
(25) Fixture exp.	5,000		-	5,000		5,000
6. Exp. on social and labor facilities.	249,920	*	68,160	181,760		1,929,390
(3) Exp. on facilities for child welfare.	74,600		-	74,600		1,179,800
Exp. on child welfare center.	74,600		-	74,600		1,179,800
(11) Wear and tear exp.	10,000		-	10,000		202,440
(12) Fuel exp.	3,700		-	3,700		14,500
(13) Food exp.	6,000		-	6,000	For talks with Military government team members.	24,000
(14) Printing book-making exp.	18,000		-	18,000		294,000
(15) Lighting and water exp.	8,400		-	8,400	(Electric-lights (¥ 4,800 water-raters (¥ 3,000))	18,000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 773013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 773013

(16)	Communications exp.	9,000		-	9,000		33,000
(25)	Fixture exp.	19,500		-	19,500		593,860
(4)	Enterprise exp. for child welfare.	175,320	*	68,160	107,160		749,590
6.	Exp. on child consultation task.	175,320	*	68,160	107,160		749,590
(4)	Travelling exp.	102,720	*	30,960	71,760	Travelling for consultation.	448,200
(8)	Compensation.	8,000	*	8,000			43,000
(9)	Wages.	14,400	*	14,400		- Allowance for assistants in Consultation Branches.	23,200
(11)	Wear and tear exp.	1,200		-	1,200	For tea.	98,280
(12)	Fuel exp.	4,800	*	4,800		- For charcoal.	9,280
(13)	Food exp.	30,000		-	30,000	For kanto-Bloc Talk.	57,300
(14)	Printing and book-making exp.	4,200		-	4,200	Printing of "Pamphlets" on the said talk (¥ 1,200), and of child protection data (¥ 3,000)	27,830
(20)	Charges.	10,000	*	10,000		- ¥ 9,600 for borrowing of consultation places and rooms and ¥ 400 for that of foster-parent talk rooms.	42,500
TOTAL		1,073,850	*	68,160	1,005,690		2,753,320

KIMIMICHI YAMAMOTO Chief of Ibaraki Pref. Central Child Welfare Center.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

昭和三十五年二月一日現在

所員の分担事務明細書

茨城県中央児童相談所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

所長　主事（三級）　山元公造

(1) 所務の統轄企画に関すること
(2) 文書及び帳簿類の決裁
(2) 措置協議会の統轄
(3) 業務研究会の統轄
(4) 所務の企画
(二) 所員及び児童一時保護所の指導監督に関すること
(三) 児童の相談鑑別
(四) 未所者（児童福祉司、児童指導員、警察署員、役場吏員、学校教員、視察者等）
(五) その他
(1) 児童福祉施設の視察指導
(2) 会議への出席

昭和五十三年三月三十日決定

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(3) 関係方面との連絡

(一) 庶務係　　係長　主事(三級)　大津実

(一) 庶務の統轄に関すること

(二) 物品の購入、整理保管に関すること

(1) 物品の購入、整理保管

(2) 備品、消耗品共用被服、各台帳及び購入決議簿の整理

(3) 物資の処理保管の検閲

(三) 予算、決算及経理に関すること

(1) 予算書、決算書の作製報告

(2) 出納事務

(3) 出納簿の整理、出納計算書の報告

(四) 庶務関係諸帳簿の検閲に関すること、

(1) 経理関係帳簿(物品受拂簿、給與台帳等)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(ロ) 庶務関係帳簿（出張命令簿、出勤簿、超過勤務命令簿、児童相談受付簿等）

(ハ) 児童一時保護所経理関係書類

(ニ) 庶務関係書類の報告に関すること

(ホ) 公気取締及び営繕に関すること。

(ヘ) 作業（1）嘱託（三級相当）[redacted]千條義雄

(ト) 文書に関すること

(1) 文書の受付整理配布

(2) 文書諸書及び発遣

(3) 文書関係帳簿の整理

(4) 他の所管に属しない書類の保管

(チ) 児童一時保護所との連絡及び児童の物送に関すること

(リ) 物資の処理保管に関すること

茨城県中央児童相談所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(ハ) 物資
(ニ) 婦人寄等よりの寄贈物資
(ホ) 人事関係書類諸帳簿の整理
(ヘ) 児童相談所会議に関すること、
(ト) その他庶務(電話受信等)

侍員(ロ) 主事補(雇員)

(イ) 俸給給與の計算及給与帳の整理に関すること。
(ロ) 超過勤務命令簿の整理に関すること、
(ハ) 職員共済組合に関すること、
(ニ) 宿直簿の整理に関すること、
(ホ) 文書の謄書及び送達に関すること、
(ヘ) 児童の受付及び来所者の受付に関すること、

大森あきの

(ハ) 主事補(雇員)

(イ) 保護決定及び変更に関すること、
(ロ) 保護の実施に関すること、
(ハ) 保護の停止及び廃止に関すること、
(ニ) 保護金品の支給に関すること、
(ホ) 保護金品の返還命令に関すること、
(ヘ) 保護金品の返還に関すること、
(ト) 保護金品の返還免除に関すること、
(チ) 保護金品の返還請求に関すること、
(リ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ヌ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ル) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ヲ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ワ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(カ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ヨ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(タ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(レ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ソ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ツ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ネ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ナ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ラ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ム) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ウ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ノ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(オ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ク) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ヤ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(マ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ケ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(フ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(コ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(エ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(テ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ア) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(サ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(キ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ユ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(メ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ミ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(シ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ヒ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(モ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(セ) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ス) 保護金品の返還請求の免除に関すること、
(ン) 保護金品の返還請求の免除に関すること、

ヨシ坂栗日ヌ戸宮本註戻

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

係員(3)　事務補(傭人)　酒出光

(一)旅費の計算及び出張命令簿の整理に関すること。
(二)出勤簿の整理及び出欠勤報告に関すること。
(三)物品の受拂簿の整理に関すること。
(四)児童及び来訪者の受付に関すること。
(五)文書の浄書及び送達に関すること。
(六)管報、庶報の整理保管に関すること。

係員(4)　用務手(傭人)　倉田喜夫

(一)訴内外の清掃整理に関すること。
(二)火気取締の補助
(三)その他雑務に関すること。

茨城県中央児童相談所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(二) 相談係

係長 主事（三級） 青柳 道雄

一、係事務の連絡統轄に関すること

二、事業の企劃、原案安定作成に関すること

三、児童の相談鑑別に関すること

(1) 日立市 多賀 久慈 那珂 各郡 主任

(2) 水戸市 東茨城 西茨城 鹿島 行方 竜ヶ崎 各郡 副主任

四、措置協議會その他の参加及所長不在の場合の統轄代行に関すること

五、業務研究会その他の参加

六、児童一時保護所に於ける児童の處遇の指導監督に関すること

七、里親 里子の實地調査（日立市 多賀、久慈 那珂 各郡担当）に関すること

八、児童福祉施設の視察及関係會合その出席に関すること

茨城県主事三級昭和三十年度分

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

係員(1)　　主事(一級)　村田正博

一、児童の相談鑑別に関すること
(1) 小児常時養護施設　鹿島行方　麻壁各郡　主任
(2) 日立市　那珂　久慈　多賀　各郡　副主任
二、児童の一時保護並の児童処遇の指導監督に関すること
三、措置協議会の参加及び司会者不在の際の司会代行
四、里親の実地調査に関すること
五、調査統計に関すること
(1) 業務実績の調査統計
(2) 特殊な傾向を知るための調査と統計
(3) 児童の社会生活動態の調査
六、業務研究会その他の参加
七、児童福祉施設の視察及び関係会合への出席
八、児童文化

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(1) グループ・ワーク特にレクリエーションの研究実験
(2) こどもクラブの組織と運営 実施指導講演

係員 (2) 主事 (三級) 井坂 正一

一、児童の相談鑑別に関すること
(1) 土浦市 新治郡 稲敷郡 筑波郡 の主任
(2) 結城郡 猿島郡 北相馬郡 の副主任
(3) 智能検査

二、里親里子に関すること (副主任)

三、指導協議会への参加及び記録

四、業務研究会への参加

五、入退所命令及び報告の処理に関すること

六、児童福祉施設収容状況調査に関すること

七、児童福祉施設の視察及び関係会合への参加

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

茨城県中央児童相談所

主事（三級） 大表みどり

係員(3)

一、児童相談鑑別の一部審理に関すること

二、知能検査に関すること

三、統計（児童相談取扱件数調）の作成及び事業成績の報告に関すること

四、ケースその他帳簿類（鑑別原簿日誌等）の整理に関すること

五、児童委員指導委託等の整理に関すること

六、措置協議会その参加及び記録主任者不在の際の代行

七、業務研究会その参加

八、児童福祉施設の視察及関係会合への参加

九、電話受信

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

技師（三級） 白幡 兼

一、児童の精神医学的検査に関すること
二、児童の身体検査及び健康診断に関すること
三、健康相談に関すること
四、肢体不自由児の相談鑑別に関すること
五、児童の体保護に於ける保健衛生の指導監督に関すること
六、措置協議会への参加
七、業務研究会への参加
八、児童福祉施設の視察及び関係会合への出席

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

係員(5)　囑託(一級相当)　茨城県中央児童相談所

一、児童の相談鑑別に関すること。

(1) 結城(旧猿島)北相馬各郡　主任

(2) 土浦市新治稲敷筑波各郡　副主任

(3) 智能検査

(4) 適応性検査

二、里親里子に関すること。

(1) 里親家庭の実地調査及び家庭調査票の調整報告

(2) 児童福祉審議会への出席

(3) 児童調査票の作成及び児童福祉司児童委員への委託報告

(4) 里親里子指導の児童福祉司児童委員への委託

三、指導協議会への参加

四、業務研究会の司会及び所長不在の場合の統轄

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

係員 (6)　　技手（雇員）　園部　力

一、児童相談鑑別の予審に関すること
二、児童の身体検査に関すること
三、医務の補助に関すること
四、衛生関係方面との連絡に関すること
五、措置協議会への参加
六、業務研究会への参加
七、電話の受信

起案紙日光市印

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 773 013

昭和24年度予算編成表

茨城県中央児童相談所

昭和23年1月31日 現在

款項目節	当初予算額	追加更正予算額	合計	各目明細	備考(要求額)
2 縣庁費	823,930		823,930		823,930 A
(1) 職員費	823,930		823,930		823,930 〃
1. 職員給	535,920		535,920		535,920 〃
(2) 吏員給	390,000		390,000	知事1人年59,800円 技師1人年129,480円	390,000 〃
(3) 給料	145,920		145,920	嘱託1人年53,400 小使1人 雇2名1人年29,640 年33,600	145,920 〃
2. 諸手当	201,050		201,050		201,050 〃
(5) 職員手当	201,050		201,050	勤め給手当1人年61,400円 扶養手当78,000円 勤勉手当61,650円	201,050 〃
3. 旅費	66,960		66,960		66,960 〃
(4) 旅費	66,960		66,960	二級主事25,920 看護婦7,200 三〃21,600 技師8,640 嘱託3,600	66,960 〃
4. 需用費	20,000		20,000		20,000 〃
(11) 消耗品費	10,000		10,000	文具費3,000 消耗品費7,000	10,000 〃
(14) 印刷製本費	5,000		5,000	庶務関係書類印刷費	5,000 〃
(25) 備品費	5,000		5,000	庁用器具費	5,000 〃

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

6社会及び労働施設費	249.920	△68.160	181.760		1,929,390円
(3)児童福祉施設費	74.600		74.600		1.179.800 〃
6児童相談所費	74.600		74.600		1179.800 〃
(1)消耗品費	10.000		10.000	庶務関係消耗品費	202.440 〃
(12)燃料費	3.700		3.700	所用薪炭購入費	14.500 〃
(13)食糧費	6.000		6.000	軍政部との協議会賄料	24.000 〃
(14)印刷製本費	18.000		18.000	庶務関係用紙印刷費	294.000 〃
(15)光熱水費	8.400		8.400	電灯料 4,800円 水道料 3600円	18.000 〃
(16)通運搬費	9.000		9.000	切手、端書、電報料	33.000 〃
(25)備品費	19.500		19.500	所用器具費 4500円 事業用器具費15.000円	593.860 〃
(4)児童福祉費	175.320	△68.160	107.160		749.590 〃
6児童相談所費	175.320	△68.160	107.160		749.590 〃
(4)旅費	102.720	△30.960	71.760	出張相談所旅費	448.200 〃
(8)報償費	8.000	△8.000			43.000 〃

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(9)賃金	14,400	△14,400	〃	出張相談所助手ヶ月金	23,200円
(11)消耗品費	1,200	〃	1,200	出張相談所茶代金	98,280円
(12)燃料費	4,800	△4,800	〃	出張相談所薪炭代金	9,280円
(13)食糧費	30,000	〃	30,000	関東ブロック協議会賄料	57,300円
(14)印刷製本費	4,200	〃	4,200	関東ブロック協議会要綱印刷代1,200円 関東係予算資料印刷	27,830円
(20)備料及手数料	10,000	△10,000	〃	出張相談所会場費3,000円 9,600円 望教寺相談会場費400円	42,500円
合計	1,073,850	△68,160	1,005,690		4753,320円

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

米陸軍日本占領軍用検閲

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

昭和三五年一月末日現在

所員の分担事務明細書　茨城県児童保護所

所長　主事（二級）　細貝石作

一、事務の統轄に関すること

二、所員の指導監督に関すること

三、児童の生活行動観察に関すること

四、措置諮議会その他の参加

五、児童福祉施設の視察及び関係会合えの出席

六、来所者との応接に関すること

※　保母（主事（三級））　菊野幸子

七、児童の入退所に関すること

八、児童の生活行動観察及び観察票の整理に関すること

老成系甲色記章目次斤

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

三、指導協議会への参加
四、児童の所持品の保管に関すること
五、児童の生活プランの樹立及び児童の生活指導を観すること
六、庶務に関すること
七、その他児童の保護に関すること

(1) 諸帳簿の整理保管
(2) 児童の移動証明の整理
(3) その他 庶務 (三名)

二、予算決算及び経理に関すること
(1) 予算書、決算書の作製
(2) 経理簿の整理

三、指導員 (2) 婦託 (若干名)

那司常成

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

三、物品の購入、受拂、保管及び関係帳簿の整理に関すること
(1) 所用備品、消耗品
(2) 食糧品、被服類その他児童用品
四、物資の保管、受拂に関すること
(1) ララ物資
(2) 婦人会その他の寄贈物資
五、火気取締及び営繕に関すること
六、児童の移送に関すること

係員 (3) 技手(看護婦) 大内芳江

一三、児童の治療介補に関すること
(1) 児童の疾病の発見、応急処理、看護
(2) 應急處置
二、児童の健康状態調査に関すること

茨城県中央児童相談所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

二、(1) 入所児童の健康調査
(2) 児童の健康状態の継続観察
(3) 身体及び健康状況測定
三、児童の家の生出駆除に関すること
(1) 検便及び駆虫
(2) 駆虫剤の撒布
四、所内の衛生保存に関すること
五、婦託医、保健所等関係機関との連絡に関すること
六、献立作製の補助に関すること
(七、保母(保母)
一、児童の整容に関すること
(1) 入所児童の身体、服装の点検整容
(2) 在所児童の整容保持

技手 鈴木てる子

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

二、児童の被服、寝具に関すること
(1) 被服、寝具の世話
(2) 修繕、洗濯、消毒
三、女児の生活指導及び生活行動観察
四、女児の移送に関すること
五、献立の作製に関すること

係員(5) 用務手(炊事婦) 藤沢一ま

一、炊事に関すること
二、食器数の整理保管に関すること
三、配給に関すること
四、
五、
六、食糧品その他の受拂、記帳に関すること

係員(6) 用務手(炊事婦) 高野委子

茨城県中央児童相談所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

二、諸帳簿の整理及び諸報告に関すること
三、文書の受付整理、発送に関すること
四、庶務及び経理事務の補助に関すること
五、炊事婦事故あるときの炊事代行

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

昭和24年度予算書　　茨城県立児童保護所

款項目節	当初予算額	追加更正額	計	名目明細	備考 予算要求額
2 県費	¥61.490		¥61.490		¥61.490
1 職員給	369.000		369.000		369.000
(2) 吏員給	208.320		208.320	主事4人 年額 208.320 嘱託1人 年額 46.800 看護婦4人 年額 35.880 傭人 3人 年額 78.000	208.320
(3) 給料	160.680		160.680		160.680
2 諸手当	143.890		143.890	勤務地手当 41.700 扶養手当 48.000 超過勤務手当 54.190	143.890
(5) 職員手当	143.890		143.890		143.890
3 旅費	36.000		36.000		36.000
(4) 旅費	36.000		36.000		36.000
4 需用費	12.600		12.600		12.600
(1) 消耗品費	6.600		6.600	文具費 4.800 消耗品費 1.800	6.600

茨城県立中央児童相談所

(4)印刷製本費	3,000		3,000		3,000
(5)備品費	3,000		3,000	庁用器具費	3,000
6 社会及労働施設費	659,440	150,430	809,870		881,770
(3)児童福祉施設費	659,440	150,430	809,870		881,770
7 児童一時保護費	659,440	150,430	809,870		881,770
(6)雑手当	6,000		6,000	嘱託医手当	6,000
(9)賃金		5,000	5,000		5,000
(1)消耗品費	110,650	16,800	127,450	文具器材薬品被服	127,450
(2)燃料費	30,000		30,000		38,250
(3)食糧費	341,210		341,210		341,210
(4)光熱水費	4,200		4,200	電灯料、水道料	4,200
(6)通信運搬費	10,280	16,280	26,520	通信料	26,520
(20)借服損料		5,000	5,000		5,000
(23)修繕料	15,000	107,390	122,390		122,390

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(25) 備品費	32,000		32,000		91,650
(33) 保険料	16,100		16,100		16,100
(39) 扶助費	94,000		94,000	生活扶助、移送医療	94,000

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG. NO. 775 013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

兒童相談取扱要綱　　茨城縣中央兒童相談所

(一)　要旨

兒童福祉法第十五條の規定に基づく相談鑑別はこの要綱により取扱うこと。

原則とする。但し狀況に應じこの原則の趣旨に則り臨機の措置をとつても差支えない。

(二)　兒童の相談鑑別

(甲)　受付及び際審

一、兒童相談受付簿に登録すること。(様式第一号)

二、兒童の上半身寫眞を撮影し記録票に貼付すること。

三、個々の兒童毎に兒童の種別に應じ相談主任、副主任を決定すること。

四、結核等傳染性疾患の疑ある者は保健所等で檢診を受けさせること。

(乙)　相談鑑別

(1)　心身欠陷又は遠距離のため通所困難の兒童

法第二十五條に該當する兒童、その他兒童保護所に收容を要すると認められる兒童

(2)　相談主任は兒童を同伴した保護者又は兒童に關する事情家庭その他の環境狀況遺傳歷等を含む)を聽取し並に相當な指導をなし兒童に安定感を與える様努めること。

(3)　兒童の保護者に規則第三十五條に基づく兒童保護所に收容を要すること。

(4)　法第二十六條第一項第三号の措置をとる場合關係市町村長にも通知書の寫しを送付すること。

(5)　法第二十六條第一項第三号の措置をとる場合にして兒童の同伴者が親權者であるときは、委託又は同意書(様式第三号)をとつておくこと。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(5) 孤児浮浪、被虐待児等児童の保護者から事情を聴取することが不適当である場合は児童福祉司又は児童委員に児童の生活歴及び保護者の発見等所要事項の調査を依頼し又は必要に応じ非開庁日を期すること。

(6) 本籍住所又は保護者等が本県外にある児童又は縁故者等に収容せられていた児童については関係方面に一応照会の手続をとること。

(7) 一時保護中の児童が逃亡した場合は直ちに捜査照会等必要な措置をとること。

(ハ) 児童保護所に収容を必要でないと認められる児童

(イ) 相談

(1) 相談主任及び副主任は児童及びその保護者又は児童委員学校職員等の同伴者につき児童に関する状況を調査聴取相談に応じ必要あるときは鑑別をも行うこと。

(2) 前号の結果更に鑑別を必要と認めた時は日時を指定して再出頭させること。

(3) 児童の保護者又は児童委員学校職員等が相談に来所し児童が来所しない場合は日時を指定して児童を同伴来所させ本項の相談鑑別を行うこと。

(ロ) 鑑別

前号(1)又は(2)の結果一時収容保護の上鑑別を必要とする場合は保護所に収容すること。右児童の鑑別は(ハ)項の原則に従つてこれを行うこと。(ハ)法第三十一條及び規則第二十六條の場合は(ハ)項の原則により再鑑別を行う。

(ハ) 鑑別過程

児童の鑑別過程は左の順序を原則とする。但し児童の状況により必要と認める時はこの過程を更に変更又は延長することが出来る。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(三)

一 措置

(2) 鑑別要領

第一次 個性観察
第二次 検診 個性観察
第三次 鑑別(相談主任) 個性観察
第四次 鑑別(相談副主任)
第五次 結果の調整及び判定

(イ) 個性観察は個性観察票(様式第四号)に基づき主として児童保護所に於て生活実態をとうして観察すること。

(ロ) 検診は児童検診票(様式第五号)に基づき身体検査、伝歴、精神鑑別等を行うこと。

(ハ) 鑑別は環境調査、智能検査、性格検査、適性検査等を実施し、児童記録票(様式第六号)に記録すること。

(ニ) 鑑別は個々の児童につき毎日半日以上に亘らない。こと。

(ホ) 鑑別結果は照合調整し必要に応じそれは再鑑別をすること。

二 措置協議会

(1) 相談主任は児童の相談鑑別の終了したときは措置協議会の召集を要請すること。

(2) この協議会は所長、相談鑑別員全員、医師、児童保護所長を以て構成する。

(3) この協議会の議を経ないで臨機の処置をとった場合は相談主任は次回の措置協議会にその経過を報告すること。

三 措置の施行

(1) 相談主任は前項の協議会の決定に基づき速やかに回議決裁を経て施行すること。

(2) 措置については法の規定によるもの以外に於ても必要に応じ関係市町村長、担当児童福祉司又は児童委員に連絡すること。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

第三　(一〇一)

二、法第二十五條の規定による通告のあつた要
(1)要意を同伴相談に來所するよう関係市町村長を通じてその保護者
者に通知すること。この場合なるべく担當児童委員をも同伴させること。
(2)前号の措置不可能の場合、その他必要に応じ出張相談鑑別調査等をすること。
三、相談鑑別の手続はこの要項の原則によつてこれを行うこと。
(1)家庭裁判所へ通告を要すると認められる要
(2)鑑別の結果に應じ家庭裁判所に通告すること。
(3)前号の場合は詳細な鑑別記録を送附すること。

整理

一、ケースの整理保管。
(1)ケースの機密保持に留意すること。
(2)関係書類の整備保管に留意すること。
二、相談鑑別をした要意については法の規定によるもの他でも担當要意
又は要意委員若しくは要意福祉施設等より定期的に報告をとり、その状況を
詳かにしておくよう努めること。

（昭和二十四年四月一日）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

醫學的檢査要項

一、一般的調査

1. 遺伝的関係調査

(イ) 身体的遺伝性疾患の有無

(ロ) 精神的遺傳性疾患の有無

(ハ) 変質者精神薄弱者変死者犯罪者等の有無

(ニ) 血族結婚慢性中毒者の有無

2. 既往歷調査

(イ) 胎生期初生期に於ける異常の有無

(ロ) 氣質習慣環境等

(ハ) 身体的発育、状況

(ニ) 既往に於ける着しい疾患の病名症状経過等

二、身体的検査

1. 身長体重胸囲の測定

2. 頭部測定

3. 体格体質栄養状態

4. 身体的変質徴候

5. 官能的障害

(イ) 知覚異常

(ロ) 反射機能

(ハ) 運動機能

6. 内臓殊に呼吸器、血行器消化器泌尿器疾患等.

7. 遺伝性疾患殊に徴毒結核トラコーマ伝染性皮膚疾患等

8. 寄生虫検査

次城縣中央兒童相談所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

三、精神的検査

1、智力障害の有無
(イ)意識指南注意記銘記憶追想の錯誤計算等
(ロ)妄覚妄想
2、感情障害の有無
3、意志障害の有無
4、不良行為犯罪行為其の他反社會的行為の動機等

四、検査の結果

1、身体的疾患で更に精密な検診を必要とする者は保健所又は其の他の診療所と連絡し其の精査を受ける
2、一時保護を加える必要のある者で疾患を有する場合は簡単ならば一時保護所に於て診療を加える
3、傳染性疾患で特に療治を加える必要のある者は保健所又は他の診で治療を加えさせる
4、精神的疾患で特に療養を必要とする者は保護所に指示して適當な療養を加えさせる
5、精神異常者は保護者又は收容所た保護方法を指導する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

遺傳調査

血族 ― 自己 ― 父

健在か虚弱か病気があれば何病か慢性の病気に罹ったことはないか
あれば何病か。持病はないか。死亡は何歳で何病か。又は自殺か他殺か。自殺ならば其の原因は
変死か。
酒を好むか。其の量は。酒癖はないか
酒を好まないとしても苦しくなるか。苦しくなる状態は
とうか(アルコール不適性) 平素の気質はどんな風か。粗暴か謹厳か放縦
隣近所との交際はどんな風か 人に騙され易いことはないか(気質学的)ステリー 勝気 気の移り変り易いか
父と同様のことを調べる 殊に

兄弟姉妹を順次に調べる。此の場合死亡した兄弟姉妹は勿論 流産
ものの有無 即ち何番目の児が何か月で流産したかを調べる。
調査すべき事項は大体父母の遺伝に準じて調べるが特に脳疾患 癲癇
神経性 学業成績 その他素行について調べる。

血族結婚
父母、父方の祖父母 母方の祖父母の間で近親結婚したものはその旨
記載する。実父母でなければ記載する必要はない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

General Process child consultation
児童相談過程概表

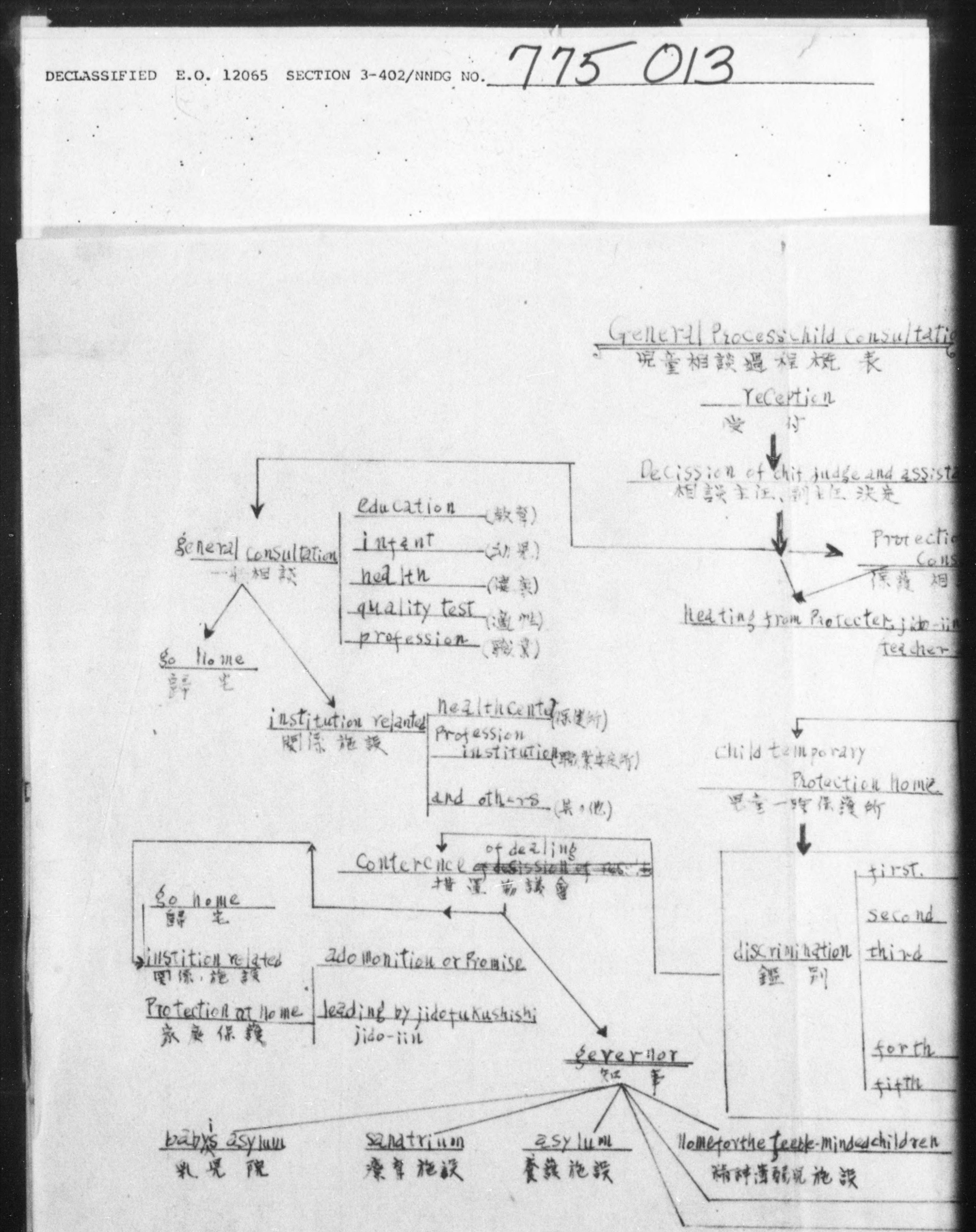

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

General Process Child consultation
児童相談過程概表

Ibaraki Ken Child Welfare Center

Reception
受付

Decission of chit judge and assistant judge
相談主任、副主任決定

Protection Consultation
保護相談

Heating from Protector, job-in, teacher and etc.

- deserted (捨子)
- orphan (孤児)
- vagabond (浮浪児)
- ill-treated (虐待)
- feeble-minded (精神薄弱児)
- blind deaf and dumb (盲聾唖児)
- need medical treatment (肢体不自由児)
- limb of Paralysis (要療育児)
- delinquent (教護児)
- and others (其の他)

health examination
健康診断
- healthcenter
- hospital

Child temporary Protection Home
児童一時保護所

discrimination 鑑別
- first. observation of character at protiction home.
- second psychiatric exermination.
- third history of heredity. History of life. Mental test. Survey of social and family environment. character test etc.
- forth same at right (chit judge / assistant judge)
- fifth arrangement of decission of result.

Home for the feeble-minded children
精神薄弱児施設

Retonatry home
教護院

foster child
里親

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

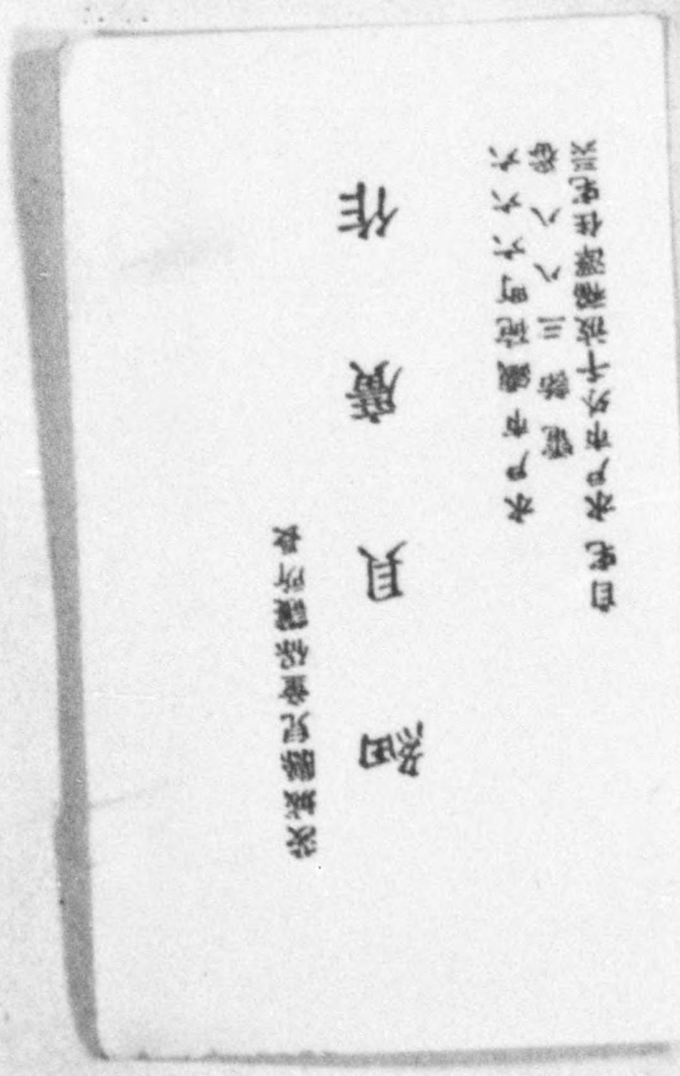

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

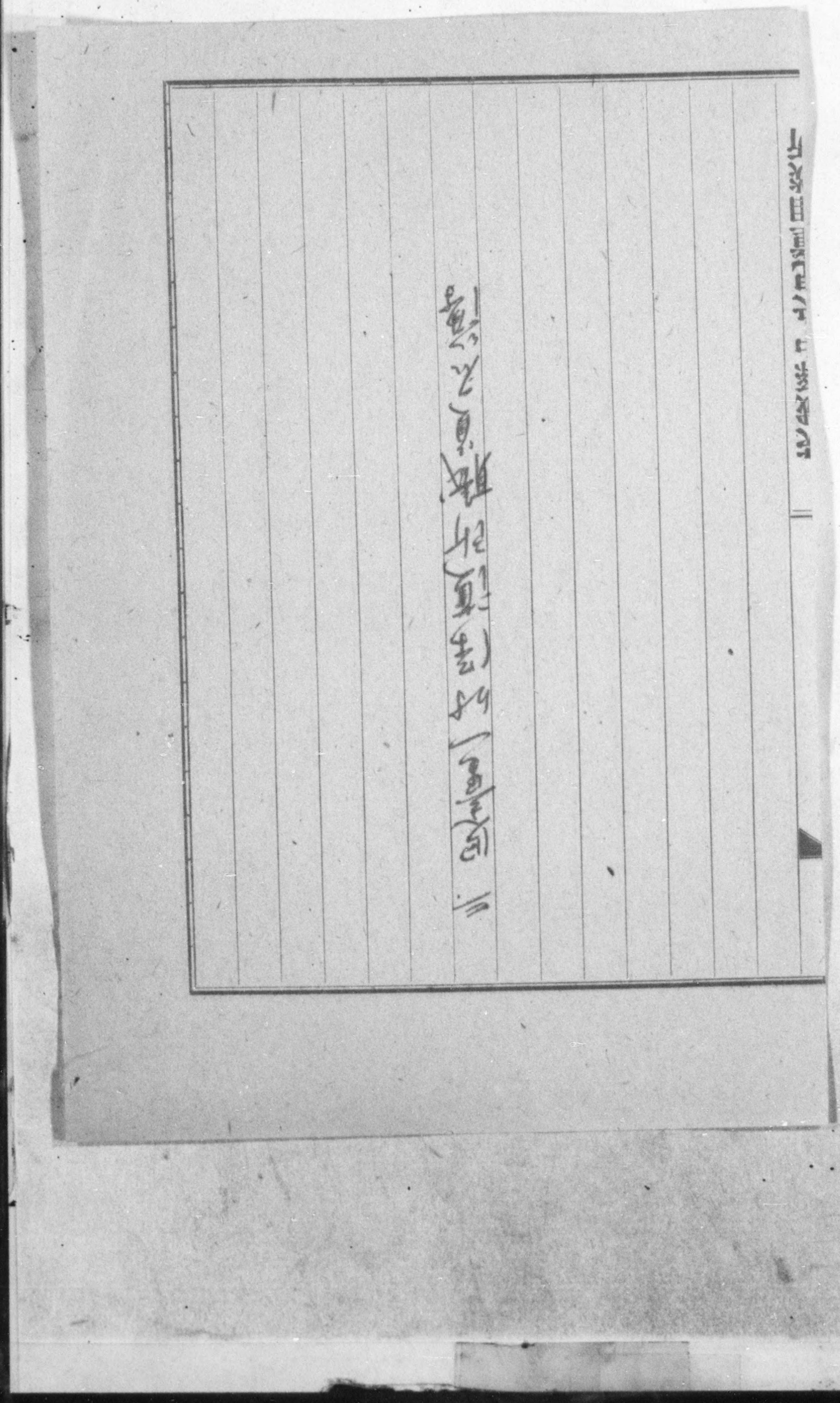

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

茨城縣兒童保護所職員名簿（昭和三十五年一月十五日現在）

氏名	職種名	階級	俸給	過去の職歴等
細貝廣作	所長	二級	九級七號 八、〇八三円	五六
園部幸	指導員	三級	八級一號 五、九三五円	五七
郡司常成	書記	三級	七級六號 五、九三五円	五〇
大内芳江	看護婦	雇員	六級三號 四、四六八円	三五
鈴木てる子	保母	雇員	四級特號 四、二三四円	四一
高野安子	炊事婦	傭人	四級四號 三、四六六円	二三

氏名	教育程度	年月日	過去の職歴等
細貝廣作	東京高師研究科卒	二三、三、三一	水戸市役所教育課長（三年）高岡市視学（十三年）台湾小学校教員（十七年）教護院教諭（二年）
園部幸	教育専攻科卒	二三、六、一五	海軍（十五年）常磐村役場（三年）水戸市役所在勤（三年）会計課（三年）地方事務所長（三年）会計課（一年）同院
郡司常成	茨城師範卒	二三、三、三一	茨城縣兒童保護所（四年）嘱託（一年）統計課（一年）地方事務所長（三年）会計課（一年）同院
大内芳江	小学校卒	二四、一、一五	病院看護婦（十年）看護婦。伊藤婦人科医院勤務。
鈴木てる子	高等小学校卒	二三、二、五	和裁洋裁（五年）
高野安子	水戸高等女学校卒	二三、一二、一八	農業、會社事務員（三年）
細貝廣作	東京高師研究科卒	二三、三、三一	水戸市役所教育課長（三年）高岡市視学（十三年）台湾小学校教員（十七年）教護院教諭（二年）
園部幸	教育専攻科卒	二三、六、一五	海軍（十五年）常磐村役場（三年）水戸市役所在勤（三年）会計課（三年）地方事務所長（三年）会計課（一年）同院
郡司常成	茨城師範卒	二三、三、三一	茨城縣兒童保護所（四年）嘱託（一年）統計課（一年）地方事務所長（三年）会計課（一年）同院
大内芳江	小学校卒	二四、一、一五	病院看護婦（十年）看護婦。伊藤婦人科医院勤務。
鈴木てる子	高等小学校卒	二三、二、五	和裁洋裁（五年）
高野安子	水戸高等女学校卒	二三、一二、一八	農業、會社事務員（三年）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

藤澤しま	用務手 炊事婦	傭人	三級特號 月 三四大円	三二	栃木縣 中村尋常 卒業	二四、三、七

和裁（三年）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

茨城縣兒童保護所機構圖

所長 主事(九級七號) 細貝廣作
1. 所務の統轄に関する事項
2. 所員の監督
3. 児童の生活行動観察

看護婦(六級二號) 大内芳江
1. 衛生一般に関する事項
2. 児童の治療看護に関する事項
3. 児童身体状況調査に関する事項
4. 児童の駆虫消毒に関する事項

保母(四級特號) 鈴木てる子
1. 児童の整容に関する事項
2. 児童の被服寝具に関する事項
3. 児童の生活指導に関する事項

炊事婦(三級特號) 藤澤シマ
1. 児童の炊事に関する事項
2. 食器類の整理保管に関する事項
3. 配膳に関する事項

炊事婦(四級四號) 高野委子
1. 食糧品其他受拂記帳に関する事項
2. 諸表の調査並報告に関する事項
3. 文書、書類の整理に関する事項
4. 庶務、及経理に関する事項
5. 炊事の補助

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

鉄城縣兒童保護所機構圖

所長 主事(九級七號) 細貝廣作
1. 所務の統轄に関する事項
2. 所員の監督
3. 児童の生活行動観察

主事(八級一號) 園部幸
1. 児童入退所に関する事項
2. 児童の生活行動観察に関する事項
3. 措置会議に関する事項
4. 児童保護に関する企画
5. 児童所持品の保管に関する事項
6. 児童保護上他の係に属せざる事項

書記(七級六號) 郡司常成
1. 庶務に関する事項
2. 予算経理に関する事項
3. 食糧品其他物品の購入並保管に関する事項
4. 火気取締に関する事項
5. 其他他の係に属する一切の事項

看護婦(六級二號) 大内芳江
1. 衛生一般に関する事項
2. 児童の治療看護に関する事項
3. 児童身体状況調査に関する事項
4. 児童の駆虫消毒に関する事項

保母(四級特號) 鈴木てる子
1. 児童の収容に関する事項
2. 児童の被服寝具に関する事項
3. 児童の生活指導に関する事項

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

白幡兼	技師 医師	二級	一〇級六俸 月九五七三円	東京大学医学部専修	二三、五、二五	
宮田福次郎	囑託 調査室員	二級 相當	八級八俸 月七二九円	茨城師範卒	三、三、三一	茨城師範教官（十六年）県視学（三年）県教育会事務局長（十四年）
下條義雄	囑託 指導員	三級 相當	六級三俸 月四四六八円	南山形高等小学校卒	二三、七、二五	日立製作所日立工場倉庫係（七年）満鉄大連埠頭局〃（六年）関東州製鉛会社〃（三年）
大森あきの	主事補 書記	雇員	四級四俸 月三四六六円	茨城県同民健康保険組合（四年）県保険課（一年）	二三、九、三〇	
園部力	技手 看護婦	雇員	五級二俸 月三六六七円	病院看護婦（十年）	二三、五、二〇	
酒出光	事務補 給仕	傭人	一級四俸 月二六一三円	なし	二三、九、一	印刷工員（四年）日立製作所水戸工場小使（三年）勝田女子寮小使（三年）
會田万元夫	用務手 小使	傭人	五級八俸 月四三四四円	茨城中等学校卒	二三、三、三一	
		六五	六三	水戸高等学校卒		
		二三	四〇	茨城師範卒		
		二三	二八	第二高等学校卒		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

茨城縣中央兒童相談所職員名簿（昭和十五年一月十五日現在）

氏名	山元公道	青柳道雄	村田正博	井坂正一	大森みどり	大津實
職種名	主事所長	主事相談係員	主事相談係員	主事相談係員	主事相談係員	主事書記
階級	二級	二級	二級	三級	三級	三級
本俸	十級一號 七、八五七円	八級七號 七、〇一八円	八級七號 七、〇一八円	七級六號 五、九二五円	六級四號 四八六円	六級三號 四、七二七円
年令	三七	三八	四一	三七	二八	三〇
教育程度	東京大學文學部卒	茨城師範卒	茨城師範卒	日本大學文學部卒	茨城女子師範卒	茨城工業卒
佛入年月日	三、五、一七	二、三、三一	二、三、三一	二、九、三〇	二、九、三〇	二、三、三一
過去の職歷等	社會事業研究生（二年）神奈川縣社會課（二年）長野縣（三年）各社會課兒童課（三年）茨城縣（三年）茨城縣特別高等主任（三年）	小學校教員（八年）仝教頭（五年）縣教育課（四年）	小學校、中學校教員（十年）（六年）縣社會教育課（三年）教員	小學校教員（五年）日本出版會職員（四年）土木建築會社事務員（三年）	小學校教員（六年）	滿洲電業會社（二年）縣町村會（一年）

DECLASSIFIED E.O. 13526 SECTION 3-4.2\NNDC NO. JJR 013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

茨城県中央記憶回路所

又最近六ヶ月間に取扱った三つのケース

第1作を

完全突起

菊地第2

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一、児童氏名　皆川信子　昭和十一年三月二十三日生十三才九ヶ月

一、住所　水戸市驒駅町一三八番地

一、発見の端緒と取扱つた事由

皆川家は要保護家庭として民生委員（児童委員）猿山秀三郎が指導中であつた。

昭和二十三年十二月長期欠席児童調査の折信子が長期欠席であることが判明したが、然しながら助産実施のための欠席であるので詳細な検討は加えなかつた。

昭和二十四年に入つても欠席多く映画、遊興等の傾向があるので児童福祉司と連絡指導中であつた。

二十四年五月頃行動に若干の不良化傾向をみとめられたので、児童福祉司と共に調査の結果、再三家出、外泊、金遣いの荒いことなど判明したので児童相談所に

茨城県中央児童相談所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

通告があつた。
直ちに本人を連行し調査しようとしたら、家出して兄英介も各地に手配し捜査したが発見出来なかつた。
この間数回帰山し持出しを(亡母の衣料や米など)しているが模様であつたが家庭は常に留守になつているので保護が出来なかつた。
昭和廿年十二月廿五日東京都中央児童相談所に保護中の旨通知があつたので兄英介引取の上、一月六日来所保護した。

一、本人及家族の一般的状況
(1)現在の家族構成
父、母、英と死別
兄、皆川敬一(26才)目下脊髄カリエス国立病院(入院中

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

元水戸駅機関手助手復員後病休となる。

兄 菅川英介(73) 水戸保線区勤務 茨城工業卒業、

本人 菅川信子(39)

(兄扶養の医料員は医料保護者(月収三〇〇円位)

保護法適用)

(2) 家庭環境

昭和二十年八月一日戦災を受け全焼現在はトタンブリキ板の

バラック建(六畳二間)家具類も殆んどなく、附近は水門町

に続き生活困者の多い問題発生の地区である。

(3) 本人の生いたち及社会環境

父の世菅川きよは水戸市下市小森秋之介(商)の妾となり

二 茨城県中央引揚相談所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

三人とも小森の子である。小森生存中は生活費等の補助
(2) あり、安暮しをしていた。
母五十三才で病死以後子供達三人は小森及び母の妹
(在東京嫁ぎ先が戦産家)より仕送りがあり生活
次兄英介は工業学校を卒業した。

(3) 終戦後は戦災の上長兄は病気となり生計困難となった。
三十三年本人信子は肋膜炎となり約三ヶ月学校を
休み以後不規則な出席であった。
長兄は入院し次兄は鉄道員として勤務家庭には
本人一人で留守をするような状態が永く続いた。
その間登校を嫌い悪友の出入が多くなり不良傾
向を持つようになった。
兄英介は勤務の関係で(祖動等も多い)充分信子の指

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一相談 鑑別の記録

大きな変化をもつようになった。

家庭状況の変化と、社會推移につれて、性行、思想等に

けなかった。然し体力はやゝあっていた。

信子は小学校時代は成績上位、比較的悪い影響を受

てなおしに努力していたが、監護不充分のため、信子は不

良化の一途をたどる状態であった。

的である。英介は勤勉努力家で世評もよく家庭の立

長兄敏は不遇な環境のため、反抗的な態度を持ち、反逆

受けて細々と生活していた。

なり、英介の俸給で生活するようになり生活保護を

出年春小森(実父)死亡、母の妹よりの仕送りも、なく

導、監護は出来なかった。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(1) 不良行為

○嘘言――自己防衛のための無意識にも嘘をいう。

○金銭等の持出し――自宅のもの七円の木類兄の金一〇〇円――一〇〇円位まで数回。

遊興のため濫費した。(ダンスホール。浮浪たべもの等)

○家出――二十三年冬から四家出、三日――十日位づゝ。

上京して上野駅上野の山で浮浪児、不良児の仲間に入つてスリ、等をしていた。

廿四年九月から十二月まで長期家出。上野の不良仲間と知合つて、不良仲間と共に新宿横浜等を浮浪し、スリ等をして生活していた。(通称箱上野のとし坊)

○飲酒廿四年九月頃から飲むようになつた。不良仲間に誘われて飲むようになつた。

○家出の動機

現在焼酎三合位のめる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

○喫煙―廿三年冬頃から常習的に喫煙す。
○性行―廿三年秋東京に旅行に際し旅館に同宿以来性行不良青年と交遊し現在まで人名位関係あり。

◎不良化の原因及動機
1. 家庭監護者が常に留守であったので充分な指導監護が行はれなかった点。
2. 長期欠席後学校に興味を失って出席が不規則になった点
3. 終戦後の混乱した社会相が異常興味をそゝり放縦な習癖がつくようになった点
4. 家庭に対する愛着を失った点（家庭愛の欠除）

（映画館、ダンスホールに出入、盛り場浮浪）

東京家庭裁判所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

5. 本人の性格的に放逸で反抗的な
6. 悪友の誘惑が多かった点。

(2) 身体状況

○体型ー痩身。(身長 155.8cm 体重 41.5kg 胸囲 79.1cm)
○栄養状態ー やや不良
○病歴ー二十二年七月肋膜炎のため三ヶ月病臥
性病ー淋疾 治癒した。
梅毒ー梅毒一期より三期に移行中
早期に治療を要する。(一月八日 理幡医師検診)

(3) 性格及性行特徴

○内向性(感情が自然に表出しない)やや暗い。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

○自我的　自己顕示
○枝葉わがまま　反抗的
○気分易変性、時々爆発する
○意志不安定で行為は衝動的
○心理型つぼい。
○強心臓がつよい。

(4) 智能

智能指数　I.Q 一〇四　普通智の上

(5) 生活行動観察記録（抜）

○他人に馴れない。相手を馬鹿にしたような態度をとる。
○意に添はないと反抗する。口論する。暴力的
○金銭に対しぞんざいにおわらない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

のほめ小ても 自然な婚こびを現わさない
の作業は あさ易い。 色の悟がある。無計劃
の気分のよいはは よくしやべる 歌う。
の反省度は弱い。
の頭中にべこをぬって気狂いのようにはしやいだことがある。
の逃亡しようとしたこと二回あり。

一 結果及措置

(1) 性病検診の結果 梅毒の治療を目下急に必要と認められるので 江幡病院入院の手続をとったが病院の都合に依り入院不可能になった。

(2) 茨城県送 心園収容の上 士浦芙同病院で性病治療の手続をとる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(3) 性病治療後は施設入所の上非行是正の二と。

一、指導方針

(1) 規律的な生活訓練によって正しい行為をとるよう。

(2) 家庭的な愛情の欠如があるので愛情ある指導や、正しい愛情を体得させてやりたい。

(3) 反省的態度の養成

(4) 本人に性病治療に努力させたい。

(5) 必要な学習をさせ、思考力、判断力、学力の助長をよんだことがあるので二の点に指導の端緒があるように思はれる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一、児童氏名　宮下栄次（昭二、三、三生）十三年十ヶ月

一、住所　東茨城郡伊勢畑村大字上伊勢畑二三〇

一、発見の端緒と取扱った事由

昭和二十四年八月二十二日、児童委員叔母宮下もとから栄次が不良行為があるので来所相談した。面接の結果一時保護の上詳細鑑別することにしたが叔母は保護收容方申出があった。

一、家庭環境と生いたち

父宮下次男は元川崎市製氷會社に勤務していたが昭和二十年戦病死した。

實践力の働豊富な勤勉な人であった。

母宮下ふみは五人の子供をつれて實家に帰った。

法政系中央図書館蔵

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

その後上の三人の子供は父の実家で養育し、小さい才二人は母の実家で養育することになった。

その結果栄次(十才)君代(九才)の三名が父の兄宮下松之介方で養育することになった。(三十三年八月)

松之介一家は耕地わずかに三反歩位の農家で生計も不如意で三子の養育は容易でないので生活保護を受けている。

戦争前は相当な生活をしていたが父戦死について生活環境が一変し相当の打撃をうけた。

繁華な都会生活から急に山村に生活するようになったので社会的な影響も相当受けた。

本人は中学校三学年在学中であったが以上のような関係で欠席がちであった。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一相談鑑別の記録

(1) 不良行為

メ金銭のごまかし数回

メ近隣より金銭の盗み三回(一〇〇円―五〇〇円位)

メ濫費する。(買喰い・友人におごる)

メ学校の抜け休み

メ嘘言が多い。

(2) 原因と傾向

(1) メ甚だしい欠乏感からの盗みである。

メ家庭の不満監護の不充分が明瞭である。

メ家庭で全く放任されていた。

メ非行のあと自責の念に苦しんでいた。

メ生活環境変により混乱した様子が見える。

メ学校生活に破綻を生じた。(級友となじめない)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

× 本人に不利な農家の仕事は過重であった。
× 家庭にも学校にも近隣にも心からなじめない。
× 不満が鬱積等不正な欲望で満足するようになってきた。

(2) 身体状況

× 発育普通（身長 112.5 cm　体重 28.3 kg　胸囲 62.3 cm）
× 栄養十分でない。
× 神経痲痺、疾病はない。
× 運動能力充分あり。
× 皮膚色やや悪い。

(3) 性格及性行特徴

× 外向性　明朗　快活

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

× 言語態度 明瞭機敏

× 道徳的判断力 普通

× 意志薄弱 行動的。

× 意欲的 積極敢為

× 被影響性がつよい。誘発され易い。

× 反省度つよい。

× すなお。

(2) 智能 IQ 一〇八 普通智の上

(3) 知能、性格ともに異常性がないように認められたので 長期にわたり、調査観察の必要ありと思料された。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(4) 生活行動観察記録（其の2）

イ. 一時保護以来九月二日まで約十日間の記録

メ. 不安・動揺の様子あり。

メ 態度もはにかみ、えんりょの様子あり。

メ 忠実な態度あり。（責任ある仕事は終始熱心にやる）

メ 友人に対し親切・同情的。

メ 八月二十八日頃より安心し、満足している態度が見える。

メ 非行については極めて真摯な反省をしている。

メ 職員に対して真實を訴えるようになった。

メ 家庭に帰ることを婦っている。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

◎普通児型で教護院又所も認められない。家庭環境が悪いので養護施設又は里親が適当に思はれる。

ロ、九月三日より九月末までの観察事項

・メ明朗快活に生活をたのしんでいる様子。

メ学習に対する意欲が出てきた、一人で本をよんだり絵などをしたりする。絵を描くことを好む。

メあたたかい家庭愛を望んでる様子。

メ大工になりたい。

・メ小さい子供の世話をよくする。

メ過失をした時も素直に反省しわびる。

茨城県中央児童相談所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一、措置

○調査鑑別及び行動観察の結果、里親委託と措置委員会で決定した。

○昭和二十四年九月十六日、里親妻託

里文、結城郡宮送村田下

建具職 浅瀬 義雄

一、指導方針

○家庭的な愛情を充分与えたい。

○本工職は本人の希望であり、将来独立出来るよう指導されたい。

○智識欲旺盛であるから学校は休まず登校させ里子のために学校生活に破綻を生じないよう学校とも充分の連絡

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

茨城県中央児童相談所

一、前後の経過

○十月三十日 本人より来信あり。
（日常生活の幸福な様子につき）

○十一月三十日 本人より来信。
（学校成績のこと。非常に幸福であること等）

○将来養子縁組も可能であるから 充分な愛護を希望する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一、児童氏名　菊池節子。昭和九年十月十六日生（十三才七ヶ月）　女

一、住所　　多賀郡多賀町水木浜上宿

一、発見の端緒と取扱った事由

昭和二十三年十月担当児童福祉司が管内多賀駅頭に精神薄弱児で家庭環境の不遇と食事のため調査の結果虐待の事実が明かになったので現養育者と等しくないという被虐待児が浮浪しているのを数回見受けたので相談、鑑別に出頭した。

一時保護の上鑑別の結果白痴であると認められた。一方養育者に対し保護の必要ありと認めた。

調査の結果白痴のため適切な養育ができないことが明かとなった。

養育者は反省悔悟し充分な熱意をもって養護に当る旨申出があったので、家庭指導の方針、監護の方法も指

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

不良兒童種別調及び兒童委員
業非常に落付き 母護も充分行はれていた。
協第一月末まで 浮浪が始まり 夜間も歸宅しないことも
あるので 兒童委員 福祉司調査の結果 收容保護の
必要を認め 十二月九日 時保護の上 調査 鑑別
せしむ。

一、本人及家族の一般的狀況

父 島山銀之助 道路工夫、世帶地さんと東京で知りあい
外 三人 十三年十月 結婚(正式でない) 姓姬中
一、學歷 尋常 卒業 姬中出奔 行方不明
一、交友關係 不詳
一、生活狀態 母菊地キミ(下) 東京で島山と結婚(正式でない) 姓姬中
一、精神薄弱で氣質異常者

離別

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

極端に自恣。）轉々と各地を浮浪困親者との
交際なく、
記錄も殆ど無く、時々爆発的に暴行する事も
あった。
昭和十九年生活困窮し實家（兄の家）に節子を連れて
つた。その時は記憶も混濁し、痩人同様だった
が昭和二十年糖尿病で死亡。
養育者、菊地ヤイ（四十七才）――夫は昭和十二年病死、
業四人の子供を抱え日傭業をし生活扶助によって細々と
生活していたが、昭和十九年七月の妹菊地さん
小て歸郷したので同居の上めんどうをみていた。然しきん
は精神異常者で生活能力などなく節子も就学不能
の精神薄弱児であった。
さん死亡後も引続き節子を養育していた。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

孝坊県中央兒童相談所

最近長男、當の若に働けるようになったので生活扶助は現在受けていない。然し生活は楽ではない。從って節子の監護や指導まで充分でなく、何分にも精神薄弱児であるが多いのでめんどうなことが多いのです若干放任せざるを得ない傾向があった。

其の他菊地千代の子。

菊地新一（三十一才）日製水力工場員

〃 政喜（十九才）運送店丁夫

〃 秋雄（十六才）

〃 公（十三才）

一、主人の生いたち

母の私生児として出生、各地を浮浪し、精神薄弱児として元方なる温度も受けず、気質異常者の母の下に育てられ晩年母が気狂いの同様となって郷里に帰って母の兄の家に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

○ 寄食先生活態度 ○ 母死亡後も寄食先で虐待を受け ○ 表情 ○ 相談態度の記録 ○ 意識 ― 混濁 ○ 指南力 理解力 ○ 記銘記憶 ― 全般的に低下 ○ 感情 ― 不安 無表情 ○ 意欲 ― 多動的であり拒絶症 ○ 雑格形成 ― 孤独症 ○ 姿勢 ― 不安 無作法 ○ 栄養 ― 肥満 (雑草などの生食をする。時々一つの頭髪を抜いて食べる)

○ 寄食先生活態度 ○ 母死亡後も寄食先で虐待を受け ○ 表情 ○ 相談態度の記録 ○ 意識 ― 混濁 ○ 指南力 理解力 ○ 記銘記憶 ― 全般的に低下 ○ 感情 ― 不安 無表情 ○ 意欲 ― 多動的であり拒絶症 ○ 雑格形成 ― 孤独症 ○ 姿勢 ― 不安 無作法 ○ 栄養 ― 肥満 (雑草などの生食をする。時々一つの頭髪を抜いて食べる)

昭和系 ヨ 七〇 宝田

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

○感覚――味覚異常(なし)

○発育普通 小障害はなし

一、行動観察の記録(抜)

○嘱託をかんたんにうけ

○落着がなく

○勝手なふしをつけ歌う。

(二度位、そばだけ 何べんもくり返す)

○言はれた時返事をするが よく理解して返事をしているのでない。

なし。――

○昨夜中眠をさまして浮浪する。

○善悪の判断 弱んどない、然し盗むことと浮浪することが悪いことだということはわかっている。(小松原)

○作業はまわをされる五分位やるがやらない。

○言の出もたことは仲々さかない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

○金銭の価値を知らない。
○洗面に非常に興味をもっている。
○他人からもらって(ぐる)ことも心得ている。

一、措置
筑波学園精神薄弱児施設入所 九月十六日

一、指導上の留意点。
1、火のそばを覚えた様子があるので注意を要する。
2、徘徊癖があるので出あるかぬよう注意がいる。
3、時に夜尿あり
4、興味があるとはりこんで仕事する。

茨城県中央児童相談所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一、爾後の経過

1. 入所して十日位たつてから筑波学園近くの駅之出みけて行く、主として夜間。

2. 駅之行くことは五回位でやめた。

3. 生徒寮食のこせは十一月になつてやつと矯正された。

4. 頭髪を短かくかつておいたのがのびて来てよろこんで来た。

十一月初旬

5. 懲の手入、身仕度に気をくばるようになる。

6. 十二月三十五日 クリスマスの飾りつけなど進んでやる。プレゼントの菓子やくだものは半分はあしたのにとつておこうと小さい子をおしえる。

能度落着きを見せる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

Mass observation

八

里程

218ケース

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

Welfare Ministry Instructions

Cat file

○里親取扱について

○里親制度の運営については

児童福祉法第三条第一項第三号

児童福祉法第三条第一項第三号及び第三項

児童福祉法施行規則第三十六条及び第三十七条

児童福祉法施行規則第三十三条第三十三条

児童福祉法施行規則第三十三条第三十三条

一、里親申込

(1)直接里親希望者が来所した場合

実施通牒(第三の九(三)(四)第五の十五、十六、十七、十八、第六の三

里親等家庭養育の運営について(昭和三三年十月四日厚生次官通牒)に基いて児童相談所長が中核的活動機関として事前の調査を行う。

茨城県中央児童相談所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

（昭和　年　月　日　法務省令第　号）

（里親名簿の記載事項）

第　条　里親名簿には、次に掲げる事項を記載する。

一　里親の氏名、住所及び生年月日

二　里親の配偶者の有無

三　里親が養育することができる児童の人数

四　里親が養育することができる児童の年齢

五　里親が養育することができる児童の性別

六　里親が養育することができる児童の心身の状況

七　里親が養育することができる児童の養育に関する方針

八　里親の養育に関する経験

九　里親の住居の状況

十　その他厚生労働省令で定める事項

（里親名簿の閲覧）

第　条　都道府県知事は、里親名簿に記載されている者から、当該里親名簿の閲覧の申出があつたときは、次に掲げる場合を除き、これを閲覧させなければならない。

一　申出をした者が里親名簿に記載されている者でないとき。

二　申出をした者が里親名簿に記載されている者であつても、当該里親名簿の閲覧をすることが適当でないと認めるとき。

（里親名簿の閲覧の申出）

第　条　前条の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一　申出をする者の氏名及び住所

二　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その旨

三　申出をする者が里親名簿に記載されている者でないときは、その者が前条第一号及び第二号に掲げる場合のいずれにも該当しないことを証する書面

四　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その者が前条第二号に掲げる場合に該当しないことを証する書面

五　申出をする者が里親名簿に記載されている者でないときは、その者が里親であることを証する書面

六　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その者が里親であることを証する書面

七　申出をする者が里親名簿に記載されている者でないときは、その者が里親であることを証する書面

八　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その者が里親であることを証する書面

九　申出をする者が里親名簿に記載されている者でないときは、その者が里親であることを証する書面

十　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その者が里親であることを証する書面

（里親名簿の閲覧の申出）

第　条　前条の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一　申出をする者の氏名及び住所

二　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その旨

三　申出をする者が里親名簿に記載されている者でないときは、その者が前条第一号及び第二号に掲げる場合のいずれにも該当しないことを証する書面

四　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その者が前条第二号に掲げる場合に該当しないことを証する書面

五　申出をする者が里親名簿に記載されている者でないときは、その者が里親であることを証する書面

六　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その者が里親であることを証する書面

七　申出をする者が里親名簿に記載されている者でないときは、その者が里親であることを証する書面

八　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その者が里親であることを証する書面

九　申出をする者が里親名簿に記載されている者でないときは、その者が里親であることを証する書面

十　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その者が里親であることを証する書面

（里親名簿の閲覧の申出）

第　条　前条の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一　申出をする者の氏名及び住所

二　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その旨

三　申出をする者が里親名簿に記載されている者でないときは、その者が前条第一号及び第二号に掲げる場合のいずれにも該当しないことを証する書面

四　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その者が前条第二号に掲げる場合に該当しないことを証する書面

五　申出をする者が里親名簿に記載されている者でないときは、その者が里親であることを証する書面

六　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その者が里親であることを証する書面

七　申出をする者が里親名簿に記載されている者でないときは、その者が里親であることを証する書面

八　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その者が里親であることを証する書面

九　申出をする者が里親名簿に記載されている者でないときは、その者が里親であることを証する書面

十　申出をする者が里親名簿に記載されている者であるときは、その者が里親であることを証する書面

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

(1) 里親係又は他の施設が現地につき調査する場合

A 直接家庭に行って里親はじめ家族一同接して

B 近隣について里親の性格、生活状況その他について

C 児童委員について里親及び家族の日頃の評判、行状等について

D 町村役場及び巡査駐在所について

戸籍関係資料

(2) 児童福祉司に依頼して調査する場合

里親申込者が児童福祉司駐在所管内にあって調査に便宜認められる場合に依頼して調査する。

(3) 家庭調査票の整理

(4) 援護会の際これを提案して協議検討の上決定する。

茨城県中央児童相談所